

②3の地点	②2の地点から	180度26分02秒	11.48mの地点
②4の地点	②3の地点から	305度55分29秒	11.13mの地点
②5の地点	②4の地点から	295度07分07秒	11.12mの地点
②6の地点	②5の地点から	283度46分00秒	11.08mの地点
②7の地点	②6の地点から	281度59分34秒	3.29mの地点
②8の地点	②7の地点から	278度42分56秒	31.54mの地点
②9の地点	②8の地点から	279度03分38秒	2.74mの地点
③0の地点	②9の地点から	278度37分09秒	23.77mの地点
③1の地点	③0の地点から	343度42分01秒	1.79mの地点
③2の地点	③1の地点から	342度03分31秒	1.90mの地点
③3の地点	③2の地点から	334度56分18秒	1.85mの地点
③4の地点	③3の地点から	316度50分41秒	1.80mの地点
③5の地点	③4の地点から	310度48分49秒	1.40mの地点
③6の地点	③5の地点から	302度10分57秒	2.98mの地点
③7の地点	③6の地点から	296度52分28秒	2.56mの地点
③8の地点	③7の地点から	292度24分49秒	1.30mの地点
③9の地点	③8の地点から	282度19分49秒	40.72mの地点
④0の地点	③9の地点から	282度40分23秒	0.77mの地点

(3) 面積

3,976.68平方メートル

4 埋立免許の告示の年月日及び番号

平成11年4月26日 広島県告示第519号

(平成11年4月19日付け指令港第10号で免許)

5 法第22条第3項の市町名

呉市

広島県告示第120号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条の規定によつて、公有水面埋立ての竣功を次のとおり認可した。

平成19年2月5日

木江港港管理者 広島県

代表者 広島県知事 藤 田 雄 山

1 竣功認可年月日

平成19年1月25日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

(1) 名称及び所在地

広島市中区基町10番52号

広島県

(2) 代表者の氏名

知事 藤 田 雄 山

3 埋立区域

(1) 位置

(A箇所)

豊田郡大崎上島町木江字小^ニ楯^ヒ5169番4から同番7を経て5162番18に至る間の地先

(B箇所)

豊田郡大崎上島町木江字小^ニ楯^ヒ5162番18、同番20、同番11、同番22及び同番23の地先

(2) 区域

(A箇所)

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と17の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

1の地点

広島県豊田郡大崎上島町大字沖浦125番の国土地理院電子基準点「木江」

[北緯34度12分36秒2505, 東経132度33分03秒7747, 標高12.58m (以下、

「基点」という)]

2の地点	1の地点から	119度16分26秒	1.04mの地点
3の地点	2の地点から	29度18分48秒	4.84mの地点
4の地点	3の地点から	29度20分38秒	6.58mの地点
5の地点	4の地点から	214度55分12秒	6.15mの地点
6の地点	5の地点から	214度34分27秒	0.45mの地点
7の地点	6の地点から	299度49分25秒	0.99mの地点
8の地点	7の地点から	299度49分34秒	16.28mの地点
9の地点	8の地点から	299度48分22秒	1.04mの地点
10の地点	9の地点から	299度49分33秒	3.77mの地点
11の地点	10の地点から	221度18分33秒	2.58mの地点
12の地点	11の地点から	127度45分18秒	0.54mの地点
13の地点	12の地点から	124度32分21秒	4.81mの地点
14の地点	13の地点から	124度32分58秒	13.89mの地点
15の地点	14の地点から	123度20分02秒	2.19mの地点

16の地点 15の地点から 131度58分19秒 0.28mの地点
 17の地点 16の地点から 132度18分50秒 0.29mの地点
 (B箇所)
 次の各地点を順次に結んだ線及び18の地点と24の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

18の地点	基点から	46度47分53秒	4,520.20mの地点
19の地点	18の地点から	19度09分05秒	2.88mの地点
20の地点	19の地点から	34度05分21秒	12.50mの地点
21の地点	20の地点から	278度33分01秒	0.87mの地点
22の地点	21の地点から	189度00分56秒	1.18mの地点
23の地点	22の地点から	274度44分31秒	5.52mの地点
24の地点	23の地点から	196度09分30秒	11.71mの地点

(3) 面積

(A箇所) 83.49平方メートル
 (B箇所) 45.64平方メートル

合 計 129.13平方メートル

- 4 埋立免許の告示の年月日及び番号
 平成18年 8月10日 広島県告示第778号
 (平成18年 8月 3日付け指令港管第71号で免許)
- 5 法第22条第 3項の市町名
 大崎上島町

広島県告示第121号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条の規定によつて、公有水面埋立ての竣功を次のとおり認可した。

平成19年 2月 5日

鯉崎港港湾管理者 広島県
 代表者 藤 田 雄 山

1 竣功認可年月日

平成19年 1月25日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

- (1) 名称及び所在地
 広島市中区基町10番52号

広島県
 代表者の氏名
 知事 藤 田 雄 山

3 埋立区域

(1) 位置

(第1工区)

豊田郡大崎上島町東野字多賀浜1586番 9, 同1586番12, 同1586番 8, 同1586番11, 同乙1576番, 同1575番 6 に接する里道, 同1575番 8 及び同1575番 7 のそれぞれに接する既設堤防の地先

(2) 区域

(第1工区)

次の各地点を順次に結んだ線及び 〇の地点と◎の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

の地点	広島県豊田郡大崎上島町白水の国土地理院四等三角点「船島」〔北緯34度16分28秒98, 東経132度54分31秒14, 標高102.96m) から	114度57分27秒	769.10mの地点
の地点	の地点から	9度58分36秒	0.95mの地点
の地点	の地点から	9度47分19秒	2.16mの地点
の地点	の地点から	12度32分39秒	2.02mの地点
の地点	の地点から	14度26分23秒	2.69mの地点
の地点	の地点から	15度49分02秒	1.97mの地点
の地点	の地点から	18度30分36秒	2.90mの地点
の地点	の地点から	20度18分04秒	2.26mの地点
の地点	の地点から	20度41分41秒	1.60mの地点
の地点	の地点から	24度46分52秒	2.00mの地点
の地点	の地点から	25度29分57秒	2.62mの地点
の地点	の地点から	26度59分28秒	1.62mの地点
の地点	の地点から	28度30分38秒	1.98mの地点
の地点	の地点から	29度42分35秒	1.42mの地点
の地点	の地点から	31度07分30秒	1.89mの地点
の地点	の地点から	33度46分24秒	1.91mの地点
の地点	の地点から	35度28分29秒	2.54mの地点
の地点	の地点から	37度37分21秒	3.62mの地点
の地点	の地点から	38度13分24秒	1.95mの地点

の地点	の地点から	93度03分09秒	4.92mの地点
②1の地点	の地点から	186度36分01秒	4.40mの地点
②2の地点	②1の地点から	222度22分00秒	9.42mの地点
②3の地点	②2の地点から	221度57分31秒	4.90mの地点
②4の地点	②3の地点から	218度39分03秒	2.01mの地点
②5の地点	②4の地点から	211度30分24秒	1.86mの地点
②6の地点	②5の地点から	209度45分56秒	1.37mの地点
②7の地点	②6の地点から	204度25分03秒	1.97mの地点
②8の地点	②7の地点から	201度09分50秒	2.05mの地点
②9の地点	②8の地点から	193度06分29秒	2.16mの地点
③0の地点	②9の地点から	189度06分24秒	3.18mの地点
③1の地点	③0の地点から	184度53分33秒	2.95mの地点
③2の地点	③1の地点から	181度51分10秒	2.20mの地点

(3) 面積

(第1工区)

172.17平方メートル

- 4 埋立免許の告示の年月日及び番号
平成16年12月24日 広島県告示第1509号
(平成16年12月13日付け指令港湾第76号で免許)
- 5 法第22条第3項の市町名
大崎上島町